

意見内容等について

番号	意見の内容	意見に対する考え方	政令（案）等の修正
1	<p>堪航性及び人命の安全を確保するため必要な技術上の基準は、物理的客観的に定まるものであり、移転先がどこであるかは、無関係であるはずである。したがって、移転先国や仲介企業の記載は、不要とするべきである。</p>	<p>自衛隊法第 109 条第 1 項では、自衛隊の使用する船舶及び装備移転船舶であれば船舶安全法等の適用除外となるが、これら以外の船舶は船舶安全法等が適用されることとなる。申請に係る船舶が装備移転船舶であることを明らかとするための情報として、移転先の記載を求めるとしてあります。</p>	なし
2	<p>第 88 条の 2 の 3 の「検査対象装備移転船舶の指定」に係る申請、また、第 88 条の 2 の 8 の「当該検査対象装備移転船舶の外国政府への引渡しが完了したとき」の届出を民間事業者等に義務付けることは、以下に詳述するように、命令（防衛省令）で規定するのは不適切ではないか。</p> <p>自衛隊法第 111 条の 3 は、「装備移転船舶は、前条の技術上の基準に適合するかどうかについて防衛省令で定めるところにより防衛大臣の検査を受け、かつ、これに合格したものでなければ、航行の用に供してはならない」としており、当該「防衛大臣の検査」を受けようとする民間事業者等に申請をさせること（第 88 条の 2 の 4 から第 88 条の 2 の 7 までの規定）自体は、自衛隊法第 111 条の 3 を実施するための実施命令として許容されると考えられる。</p> <p>しかし、第 88 条の 2 の 3 の「検査対象装備移転船舶の</p>	<p>第 88 条の 2 の 3 の「検査対象装備移転船舶の指定」に係る申請については、基本設計検査の申請前に行うものとして規定しておりますが、これは、基本設計検査を受けようとする者においては、同検査の申請前に設計図書等の作成を行う必要があります。これらの作業を可能とするために、まず検査対象の装備移転船舶であることを確定させるとともに、同条第 4 項に規定する目録により作成しなければならない設計図書等を把握にする必要があるためであり、当該申請は検査の実施に必要な手続と考えております。</p>	あり

指定」及び第88条の2の8の「当該検査対象装備移転船舶の外国政府への引渡しが完了したとき」の届出は、前掲の「防衛大臣の検査」との直接的関連性（検査の実施にあたり必要な手続か）が見出せず、自衛隊法第111条の3を実施するための実施命令とは言えないと考えられる。また、これら規定は、個別の法律等による特別の委任に基づくもの（委任命令）とも言えない。そのため、民間事業者等に申請、届出義務を課す当該規定は、命令（防衛省令）で規定できる範囲を超えている内容を含んでいると考えられる。

※特に、第88条の2の8は、（検査に合格した後の）「当該検査対象装備移転船舶の外国政府への引渡しが完了したとき」の届出義務を定めるものであり、自衛隊法第111条の3の規定の範囲を完全に逸脱しているものと思料

また、装備移転船舶の検査は、基本設計検査、船舶検査及び臨時航行検査と、一連の検査を複数年にわたり実施することとなることから、複数の装備移転船舶を同一の者が製造することも考えられることから、これらの検査の対象となる船舶それぞれを一元的に管理し適確な検査を実施するためには指定記号を付与してそれぞれの船舶を特定できるようにする必要のあることから、検査の実施に必要な手続として規定することとしております。

しかしながら、指定の手続は、検査の実施に必要な手続ではあるものの、法律において船舶を航行の用に供する場合の前提として受けることが求められる検査そのものの手続ではないことから、ご指摘も踏まえて、「～しなければならない」との義務規定として規定していた点について、「～するものとする」との一般的な原則を示す規定に変更することとしました。

また、当該指定を解除する手続として第88条の2の8の引渡完了の届出を規定してはいたしましたが、ご指摘を踏まえつつ当該指定を解除するとの趣旨を満たすよう、同条の規定

		を削除するとともに、第88条の2の6第2項の規定による船舶検査合格証の交付とあわせて第88条の2の3第4項の指定を解除することとする規定を、新たに第88条の2の6第3項の次に同条第4項として加えることとしました。	
3	そもそも専守防衛であるはずの自衛隊が、兵器の輸出をする事自体おかしいだろう。いわゆる「死の商人」そのものではないか。兵器輸出自体を禁止すべきだ。	<p>防衛装備移転三原則においては、国連憲章を遵守するとの平和国家としての基本理念を堅持することとされており、防衛装備移転については、防衛装備移転三原則に従って対応してきております。</p> <p>この点、国際の平和及び安全を維持することや国際紛争の平和的解決等を定めている国連憲章を遵守することは、憲法前文において宣明している平和主義に沿うものであると考えています。</p>	なし